【経営資料】

記載金額は、百万円未満を切捨てして表示しており、金額百万円未満の科目については「０」で表示しています。また、期末に残高がない勘定科目は「－」で表示しています。

Ⅰ　決算の状況

1. 貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	3年度	4年度
1.信用事業資産	732,859	733,330
(1)現金	3,814	4,344
(2)預金	488,275	467,109
系統預金	488,005	466,854
系統外預金	269	254
(3)有価証券	63,371	81,931
国債	26,034	33,574
地方債	1,600	1,571
社債	13,331	25,718
受益証券	22,405	21,067
(4)貸出金	176,787	179,213
(5)その他の信用事業資産	708	824
未収収益	473	512
その他の資産	234	311
(6)貸倒引当金	△97	△92
2.共済事業資産	10	15
(1)その他の共済事業資産	10	15
3.経済事業資産	35,167	39,519
(1)受取手形	1	0
(2)経済事業未収金	16,608	19,475
(3)経済受託債権	12,706	13,524
(4)棚卸資産	3,857	4,389
購買品	3,202	3,412
宅地等	108	325
その他の棚卸資産	546	651
(5)その他の経済事業資産	2,111	2,293
(6)貸倒引当金	△118	△164
4.雑資産	3,255	3,359
雑資産	1,435	1,777
その他雑資産	1,948	1,750
貸倒引当金	△128	△168
5.固定資産	38,199	38,067
(1)有形固定資産	37,985	37,846
建物	51,886	51,522
構築物	9,118	9,287
機械装置	25,421	26,204
土地	20,947	20,853
リース資産	176	9
建設仮勘定	38	304
その他の有形固定資産	2,881	2,877
減価償却累計額	△72,484	△73,213
(2)無形固定資産	214	221
その他の無形固定資産	214	221
6.外部出資	43,156	42,606
(1)外部出資	43,156	42,606
系統出資	28,596	28,596
系統外出資	9,515	8,965
グループ会社等出資	5,044	5,044
(2)外部出資等損失引当金	△0	△0
7.繰延税金資産	313	1,332
資産の部合計	**852,963**	**858,232**

科　目	3年度	4年度
1.信用事業負債	756,712	766,178
(1)貯金	752,999	762,753
(2)借入金	2,512	1,735
(3)その他の信用事業負債	1,200	1,689
未払費用	181	233
その他の負債	1,019	1,455
2.共済事業負債	2,547	2,473
(1)共済資金	1,319	1,278
(2)未経過共済付加収入	1,186	1,162
(3)その他の共済事業負債	41	32
3.経済事業負債	13,586	13,689
(1)経済事業未払金	8,609	8,702
(2)経済受託債務	4,975	4,986
(3)その他の経済事業負債	2	0
4.設備借入金	3,661	2,561
5.雑負債	3,661	3,831
(1)未払法人税等	41	111
(2)リース債務	47	18
(3)資産除去債務	134	135
(4)その他の負債	3,438	3,565
6.諸引当金	7,562	7,336
(1)賞与引当金	452	464
(2)退職給付引当金	6,966	6,697
(3)役員退職慰労引当金	143	174
7.再評価に係る繰延税金負債	2,688	2,604
負債の部合計	**790,421**	**798,673**
1.組合員資本	51,724	52,052
(1)出資金	21,593	21,349
(2)資本準備金	5	5
(3)利益剰余金	30,345	30,917
利益準備金	14,911	14,991
その他利益剰余金	15,434	15,926
農業振興対策積立金	2,453	2,413
畜産酪農生産基盤強化積立金	2,350	2,350
経営基盤強化積立金	50	50
施設整備積立金	691	691
災害積立金	272	330
加工製品積立金	450	450
肥料価格安定積立金	66	41
農業生産施設利用料積立金	143	172
固定資産圧縮積立金	13	11
特別積立金	7,858	7,904
当期未処分剰余金	1,084	1,512
(うち当期剰余金)	(385)	(762)
(4)処分未済持分	△219	△220
2.評価・換算差額等	10,818	7,505
(1)その他有価証券評価差額金	4,837	1,744
(2)土地再評価差額金	5,980	5,761
純資産の部合計	**62,542**	**59,558**
負債・純資産の部合計	**852,963**	**858,232**

2. 損益計算書

（単位：百万円）

科目	3年度	4年度
1.事業総利益	**18,023**	**18,945**
事業収益	**50,095**	**52,089**
事業費用	**32,071**	**33,144**
(1)信用事業収益	6,268	6,591
資金運用収益	5,897	6,124
(うち預金利息)	(2,985)	(2,907)
(うち有価証券利息)	(437)	(621)
(うち貸出金利息)	(2,138)	(2,094)
(うちその他受入利息)	(336)	(500)
役務取引等収益	196	209
その他事業直接収益	3	－
その他経常収益	169	257
(2)信用事業費用	1,516	1,501
資金調達費用	198	180
(うち貯金利息)	(181)	(173)
(うち給付補填備金繰入)	(3)	(2)
(うち借入金利息)	(4)	(4)
(うちその他支払利息)	(9)	(1)
役務取引等費用	71	68
その他事業直接費用	1	－
その他経常費用	1,244	1,251
(うち貸倒引当金戻入益)	(△28)	－
(うち貸倒引当金繰入額)	－	1
信用事業総利益	4,751	5,090
(1)共済事業収益	3,868	3,658
共済付加収入	3,608	3,425
その他の収益	259	232
(2)共済事業費用	329	297
共済推進費	246	211
共済保全費	20	22
その他の費用	61	63
共済事業総利益	3,539	3,361
(1)購買事業収益	29,247	31,767
購買品供給高	27,439	29,412
購買手数料	629	1,138
修理サービス料	478	554
その他の収益	699	661
(2)購買事業費用	24,426	26,582
購買品供給原価	23,933	26,027
購買品供給費	144	154
修理サービス費	111	105
その他の費用	237	294
(うち貸倒引当金戻入益)	(△26)	－
(うち貸倒引当金繰入額)	－	42
購買事業総利益	4,820	5,185
(1)販売事業収益	5,685	6,219
販売品販売高	2,608	2,763
販売手数料	2,534	2,827
その他の収益	541	628
(2)販売事業費用	2,858	3,095
販売品販売原価	2,369	2,531
販売費	65	57
その他の費用	423	506
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	－
(うち貸倒引当金繰入額)	－	(40)
販売事業総利益	2,826	3,124
(1)保管事業収益	426	468
(2)保管事業費用	147	171
保管事業総利益	279	296
(1)加工事業収益	1,894	2,644
(2)加工事業費用	1,735	2,278
加工事業総利益	159	365

科目	3年度	4年度
(1)利用事業収益	3,559	3,575
(2)利用事業費用	2,139	2,178
(うち貸倒引当金繰入額)	(14)	(10)
利用事業総利益	1,419	1,397
(1)宅地等供給事業収益	279	116
(2)宅地等供給事業費用	219	97
宅地等供給事業総利益	60	19
(1)農業経営事業収益	1,302	1,336
(2)農業経営事業費用	1,249	1,327
農業経営事業総利益	52	8
(1)その他事業収益	1,296	417
(2)その他事業費用	1,110	218
その他事業総利益	186	199
(1)指導事業収入	325	360
(2)指導事業支出	396	464
指導事業収支差額	△71	△104
2.事業管理費	**17,512**	**17,713**
(1)人件費	11,784	11,808
(2)業務費	1,911	1,884
(3)諸税負担金	595	605
(4)施設費	3,157	3,342
(5)その他事業管理費	64	73
事業利益	**511**	**1,231**
3.事業外収益	1,284	1,203
(1)受取雑利息	12	17
(2)受取出資配当金	615	541
(3)賃貸料	496	496
(4)償却債権取立益	5	4
(5)雑収入	154	143
4.事業外費用	675	651
(1)支払雑利息	21	6
(2)寄付金	6	8
(3)棚卸差損	0	－
(4)賃貸施設償却費	366	377
(5)雑損失	279	258
経常利益	**1,120**	**1,783**
5.特別利益	952	1,842
(1)固定資産処分益	52	20
(2)一般補助金	839	1,696
(3)その他の特別利益	61	125
6.特別損失	1,619	2,595
(1)固定資産処分損	97	116
(2)固定資産圧縮損	863	1,712
(3)減損損失	269	464
(4)農業者応援事業	228	273
(5)その他の特別損失	159	27
税引前当期利益	**454**	**1,029**
法人税、住民税および事業税	41	197
法人税等調整額	27	69
法人税等合計	68	267
当期剰余金	**385**	**762**
当期首繰越剰余金	188	202
佐城地区園販連権利義務継承による増加額	13	－
農業振興対策積立金取崩額	259	300
災害積立金取崩額	57	－
肥料価格安定積立取崩額	－	25
農業生産施設利用料積立金取崩額	1	0
固定資産圧縮積立金取崩額	2	2
土地再評価差額金取崩額	176	219
当期未処分剰余金	**1,084**	**1,512**

（注）農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益および費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3．注　記　表

令和3年度注記表	令和4年度注記表
第1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 1．有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法 (1)満期保有目的の債券：定額法による償却原価法 (2)グループ会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 2．棚卸資産の評価基準および評価方法 (1)購買品 ①数量管理品(肥料、農薬、燃料等) …総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法) ②売価管理品(生産資材、農産種子等) …売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法) ③個別管理品(農機製品等) …個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法) (2)宅地等(販売用不動産) 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (3)その他の棚卸資産 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 3．固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) ①建物(附属設備を除く) ア．平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。ただし、カントリー、共乾施設などの共同利用施設等については、旧定額法を採用しています。 イ．平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 ウ．平成19年4月1日以後に取得したもの 定額法を採用しています。 ②建物以外 ア．平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 イ．平成19年4月1日以後に取得したもの 250%定率法を採用しています。 ウ．平成24年4月1日以後に取得したもの 200%定率法を採用しています。 エ．平成28年4月1日以後に取得したもの(建物附属設備および構築物) 定額法を採用しています。 オ．カントリー、共乾施設などの共同利用施設等における建物附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品および生物については、旧定額法または定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物　31年～50年 機械装置　7年～12年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しています。 なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。	第1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 1．有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法 (1)満期保有目的の債券：定額法による償却原価法 (2)グループ会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法 (3)その他有価証券 ①時価のあるもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 2．棚卸資産の評価基準および評価方法 (1)購買品 ①数量管理品(肥料、農薬、燃料等) …総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法) ②売価管理品(生産資材、農産種子等) …売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法) ③個別管理品(農機製品等) …個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法) (2)宅地等(販売用不動産) 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) (3)その他の棚卸資産 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 3．固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産(リース資産を除く) ①建物(附属設備を除く) ア．平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。ただし、カントリー、共乾施設などの共同利用施設等については、旧定額法を採用しています。 イ．平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 ウ．平成19年4月1日以後に取得したもの 定額法を採用しています。 ②建物以外 ア．平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 イ．平成19年4月1日以後に取得したもの 250%定率法を採用しています。 ウ．平成24年4月1日以後に取得したもの 200%定率法を採用しています。 エ．平成28年4月1日以後に取得したもの(建物附属設備および構築物) 定額法を採用しています。 オ．カントリー、共乾施設などの共同利用施設等における建物附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品および生物については、旧定額法または定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物　31年～50年 機械装置　7年～12年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しています。 なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

令和3年度注記表	令和4年度注記表
(3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程および資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上しています。 ①破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)にかかる債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 ②現在は経営破綻の状況にありませんが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収にかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。 ③上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 (2)賞与引当金 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3)退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および特定退職共済資産の見込額に基づき計上しています。 (原則法) ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度から費用処理することとしています。 (簡便法) 退職金制度ごとに職員数300人未満である本所(旧経済連正職員以外)、佐城地区(正職員以外)、中部地区(正職員以外)、東部地区(正職員以外)、神埼地区(正職員以外)、みどり地区(正職員以外)の退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。 (4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。	(3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法を採用しています。 4. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程および資産の引当・償却基準に則り、次のとおり計上しています。 ①破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)にかかる債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 ②現在は経営破綻の状況にありませんが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち、債権の元本の回収にかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。 ③上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 (2)賞与引当金 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3)退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および特定退職共済資産の見込額に基づき計上しています。 (原則法) ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度から費用処理することとしています。 (簡便法) 退職金制度ごとに職員数300人未満である准職員(JA合併時の旧白石地区農協出身者除く)、酪農ヘルパー事業に従事する嘱託職員の退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。 (4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

令和3年度注記表	令和4年度注記表
(5)外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資にかかる損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては、貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。	(5)外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資にかかる損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては、貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。
5. 収益および費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。	5. 収益および費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は、以下の通りです。
(1)購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	(1)購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
(2)販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	(2)販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
(3)保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。	(3)保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
(4)加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品・肥料等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	(4)加工事業 組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品・肥料等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
(5)利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	(5)利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
(6)宅地等供給事業 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れおよびその買入れに係る土地の売渡しまたは貸付けの事業であり、利用者等との契約に基づき、物件を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、物件の引渡時点で収益を認識しています。	(6)宅地等供給事業 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れおよびその買入れに係る土地の売渡しまたは貸付けの事業であり、利用者等との契約に基づき、物件を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、物件の引渡時点で収益を認識しています。
(7)農業経営事業 新規就農希望者に対する教育・研修のために行う園芸の経営および産地形成のための肉用牛の生産・肥育・養豚等の近代的な施設と設備を活用した畜産業のモデル事業であり、利用者との契約に基づき、同施設内で生産した園芸・畜産物を引き渡す義務を負っています。この利用者に対する履行義務は園芸・畜産物を引き渡す時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	(7)農業経営事業 新規就農希望者に対する教育・研修のために行う園芸の経営および産地形成のための肉用牛の生産・肥育・養豚等の近代的な施設と設備を活用した畜産業のモデル事業であり、利用者との契約に基づき、同施設内で生産した園芸・畜産物を引き渡す義務を負っています。この利用者に対する履行義務は園芸・畜産物を引き渡す時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

令和3年度注記表	令和4年度注記表
(8)指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切捨てして表示しており、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。なお、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益および事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2)米の共同計算 当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。 そのため、最終精算までは、販売経費見合いの預り金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金の支払額や支出した販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上しています。 年産・品目ごとに共同計算にかかる収入(販売経費見合い)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)および当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払額を確定した時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っています。 (3)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 第2. 会計方針の変更に関する注記 1. 収益認識に関する会計基準等の適用 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。 (1)代理人取引に係る収益認識 財またはサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額	(8)指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。 7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切捨てして表示しており、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。なお、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1)事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。 ただし、損益計算書の事業収益および事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。 (2)米の共同計算 当組合は、生産者が生産した米を無条件の委託販売により販売し、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。 そのため、最終精算までは、販売経費見合いの預り金を貸借対照表の経済受託債務に、概算金の支払額や支出した販売経費を貸借対照表の経済受託債権に計上しています。 年産・品目ごとに共同計算にかかる収入(販売経費見合い)と支出(概算金、倉庫保管料、運搬費等)および当組合が受け取る販売手数料を計算し、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払額を確定した時点で、経済受託債権と経済受託債務を相殺する会計処理を行っています。 (3)当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。 第2. 会計方針の変更に関する注記

令和3年度注記表	令和4年度注記表
で収益を認識する方法に変更しています。 (2)購買事業における支払奨励金の減額処理 購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。 (3)供給価格に含まれる軽油税の減額処理 購買事業における供給価格には第三者のために回収する額は含まれないため、軽油税を取引価格から減額する方法に変更しています。 これにより、事業収益が 22,149 百万円、事業費用が 22,149 百万円減少しております。なお、この変更による事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期剰余金に与える影響はありません。 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用による会計方針の変更 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10 号 2019 年7月4日)第 44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。	1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用による会計方針の変更 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当該事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。
第3. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 2,175 百万円(繰延税金負債との相殺前) (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金および、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けるため、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	第3. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 2,018 百万円(繰延税金負債との相殺前) (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けるため、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
2. 固定資産の減損 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 269 百万円 (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位について	2. 固定資産の減損 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 464 百万円 (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位について

令和3年度注記表	令和4年度注記表
は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。	は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損損失の認識、測定においては、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。
3. 貸倒引当金 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額　貸倒引当金　344 百万円 (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ① 算定方法 「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。 ② 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	3. 貸倒引当金 (1)当事業年度の計算書類に計上した金額　貸倒引当金　425 百万円 (2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ① 算定方法 「第1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載しています。 ② 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
第4. 貸借対照表に関する注記 1. 固定資産の圧縮記帳額 平成 19 年度合併以降、国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 11,749 百万円であり、その内訳は次のとおりです。 (1)建物　2,323 百万円 (2)建物附属設備　731 百万円 (3)構築物　3,125 百万円 (4)機械装置　5,097 百万円 (5)車両運搬具　23 百万円 (6)器具・備品　243 百万円 (7)土地　26 百万円 (8)リース動産　176 百万円 (9)一括償却資産　1 百万円	第4. 貸借対照表に関する注記 1. 固定資産の圧縮記帳額 平成 19 年度合併以降、国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 13,374 百万円であり、その内訳は次のとおりです。 (1)建物　2,578 百万円 (2)建物附属設備　761 百万円 (3)構築物　3,935 百万円 (4)機械装置　5,739 百万円 (5)車両運搬具　26 百万円 (6)器具・備品　295 百万円 (7)土地　26 百万円 (8)リース動産　9 百万円 (9)一括償却資産　1 百万円
2. 担保に供されている資産 担保に供されている資産は、次のとおりです。 (1)定期預金　10,150 百万円(為替決済取引の担保として差入) (2)定期預金　170 百万円(公金事務取扱の担保として差入)	2. 担保に供されている資産 担保に供されている資産は、次のとおりです。 (1)定期預金　7,650 百万円(為替決済取引の担保として差入) (2)定期預金　170 百万円(公金事務取扱の担保として差入)
3. グループ会社等に対する金銭債権および金銭債務の総額 グループ会社等に対する金銭債権の総額　4,014 百万円 グループ会社等に対する金銭債務の総額　8,454 百万円	3. グループ会社等に対する金銭債権および金銭債務の総額 グループ会社等に対する金銭債権の総額　3,727 百万円 グループ会社等に対する金銭債務の総額　8,825 百万円
4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務の総額 理事、監事に対する金銭債権の総額　61 百万円 理事、監事に対する金銭債務の総額　開示すべき債務はありません。	4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務の総額 理事、監事に対する金銭債権の総額　50 百万円 理事、監事に対する金銭債務の総額　開示すべき債務はありません。
5. 信用事業を行う組合に要求される注記 (1)債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第1項第1号ホ(2)(ⅰ)から(ⅳ)までに掲げるものの額並びにその合計額	5. 信用事業を行う組合に要求される注記 (1)債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第1項第1号ホ(2)(ⅰ)から(ⅳ)までに掲げるものの額並びにその合計額

令和3年度注記表

（単位：百万円）

区 分	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	412
危険債権額	595
三月以上延滞債権額	14
貸出条件緩和債権額	59
合 計 額	1,082

（注）上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

①破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。
③3月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。
④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および3月以上延滞債権に該当しないものです。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法および同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

（1）再評価を行った年月日

地区名	土地の再評価を行った年月日
佐城地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日
中部地区(佐賀市)	平成11年3月31日
中部地区(諸富町)	平成12年3月31日
中部地区(富士町)	平成14年3月31日
東部地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日
神埼地区	平成12年3月31日
みどり地区	平成11年3月31日

なお、白石地区と本所（旧経済連）については、土地の再評価を行っておりません。

（2）再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は746百万円です。

（3）同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

令和4年度注記表

（単位：百万円）

区 分	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	297
危険債権額	688
三月以上延滞債権額	11
貸出条件緩和債権額	68
合 計 額	1,066

（注）上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

①破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
②危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。
③三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。
④貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価を行った場合の同法第3条第3項に規定する再評価の方法および同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

（1）再評価を行った年月日

地区名	土地の再評価を行った年月日
佐城地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日
中部地区(佐賀市)	平成11年3月31日
中部地区(諸富町)	平成12年3月31日
中部地区(富士町)	平成14年3月31日
東部地区	平成11年3月31日および平成12年3月31日
神埼地区	平成12年3月31日
みどり地区	平成11年3月31日

なお、白石地区と本所（旧経済連）については、土地の再評価を行っておりません。

（2）再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は645百万円です。

（3）同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

令和3年度注記表

第5. 損益計算書に関する注記

1. グループ会社等との取引高の総額

(1)グループ会社等との取引による収益総額	11,305 百万円
うち事業取引高	10,937 百万円
うち事業取引以外の取引高	368 百万円
(2)グループ会社等との取引による費用総額	28,824 百万円
うち事業取引高	27,775 百万円
うち事業取引以外の取引高	1,048 百万円

2. 減損損失に関する注記

(1)グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として次のグルーピングを行いました。

①支所、事業の5グループとしました。

②支所は各支所単位、事業は施設単位としました。

③業務外固定資産(遊休資産、賃貸資産)は、最小単位としました。

なお、本所・総合部事務所・営農経済センターおよび園芸センター事務所等の本所機能施設、農業関連施設・農機センター・駅前店舗(コムボックス佐賀駅前店)・生活文化福祉関連施設や共同利用施設等で、それ自体にキャッシュ・フロー(使用価値)がない場合、または、事業のキャッシュ・フローだけで投資額の回収を考えていないものは、共用資産と位置づけました。

(2)減損損失を認識した資産または資産グループ

①当該資産または資産グループの概要

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
※ 生活課 (生活総合を配)	営業用事務	土地	事業用固定資産
※ 大和グリーンセンター	営業用店舗	土地	事業用固定資産
※ 多久グリーンセンター	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産
※ 鳥栖給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
※ 諸富町給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
あさひ給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
有明干拓給油所	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産
小城市牛津町	遊休	土地	業務外固定資産
小城市牛津町	遊休	土地	業務外固定資産
佐賀市川副町	遊休	土地	業務外固定資産
佐賀市大和町	遊休	土地および建物	業務外固定資産
小城市小城町	遊休	土地	業務外固定資産
小城市牛津町	遊休	土地	業務外固定資産
小城市三日月町	遊休	土地	業務外固定資産
佐賀市富士町	遊休	土地	業務外固定資産
三養基郡みやき町	遊休	土地	業務外固定資産
三養基郡みやき町	遊休	土地	業務外固定資産
鳥栖市儀徳町	遊休	土地	業務外固定資産
三養基郡みやき町	遊休	土地	業務外固定資産
三養基郡みやき町	遊休	土地	業務外固定資産
鳥栖市曽根崎町	遊休	土地	業務外固定資産
鳥栖市本町	遊休	土地	業務外固定資産
三養基郡みやき町	遊休	土地	業務外固定資産
三養基郡上峰町	遊休	土地	業務外固定資産

令和4年度注記表

第5. 損益計算書に関する注記

1. グループ会社等との取引高の総額

(1)グループ会社等との取引による収益総額	1,780 百万円
うち事業取引高	1,183 百万円
うち事業取引以外の取引高	597 百万円
(2)グループ会社等との取引による費用総額	2,036 百万円
うち事業取引高	531 百万円
うち事業取引以外の取引高	1,504 百万円

2. 減損損失に関する注記

(1)グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位として次のグルーピングを行いました。

①支所、事業の5グループとしました。

②支所は各支所単位、事業は施設単位としました。

③業務外固定資産(遊休資産、賃貸資産)は、最小単位としました。

なお、本所・総合部事務所・営農経済センターおよび園芸センター事務所等の本所機能施設、農業関連施設・農機センター・駅前店舗(コムボックス佐賀駅前店)・生活文化福祉関連施設や共同利用施設等で、それ自体にキャッシュ・フロー(使用価値)がない場合、または、事業のキャッシュ・フローだけで投資額の回収を考えていないものは、共用資産と位置づけました。

(2)減損損失を認識した資産または資産グループ

①当該資産または資産グループの概要

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
※ 多久グリーンセンター	営業用店舗	土地	事業用固定資産
※ 鳥栖給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
※ 北方給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
夢咲給油所	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産
※諸富町給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
※武雄給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
※山内給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
西川副給油所	営業用店舗	土地および建物	事業用固定資産
ほくざん給油所	営業用店舗	建物等	事業用固定資産
三養基給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
若木給油所	営業用店舗	土地	事業用固定資産
佐賀市久保田町	遊休	土地	業務外固定資産
佐賀市富士町	遊休	土地および建物	業務外固定資産
三養基郡みやき町	遊休	土地	業務外固定資産
三養基郡上峰町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市山内町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市東川登町	遊休	土地	業務外固定資産
藤津郡太良町	遊休	建物	業務外固定資産
藤津郡太良町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市北方町	遊休	土地	業務外固定資産
杵島郡白石町	遊休	建物	業務外固定資産
杵島郡白石町	遊休	建物	業務外固定資産
杵島郡白石町	遊休	土地および建物	業務外固定資産
杵島郡白石町	遊休	建物	業務外固定資産

令和3年度注記表

場 所	用 途	種 類	その他
神埼市脊振町	遊休	土地	業務外固定資産
神埼市神埼町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市西川登町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市山内町	遊休	土地	業務外固定資産
鹿島市浜町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市山内町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市東川登町	遊休	土地	業務外固定資産
藤津郡太良町	遊休	土地	業務外固定資産
藤津郡太良町	遊休	土地	業務外固定資産
武雄市北方町	遊休	土地	業務外固定資産
杵島郡白石町	遊休	土地	業務外固定資産
※ 杵島郡白石町	遊休	建物	業務外固定資産
佐賀市大和町	賃貸	土地	業務外固定資産
小城市牛津町	賃貸	土地	業務外固定資産
多久市西多久町	賃貸	土地	業務外固定資産
鳥栖市田代本町	賃貸	土地	業務外固定資産
武雄市北方町	賃貸	土地	業務外固定資産
藤津郡太良町	賃貸	土地	業務外固定資産
神埼市神埼町	賃貸	土地	業務外固定資産

②減損損失を認識するに至った経緯

ア. 事業用固定資産

固定資産を使用した事業の収益性低下により、事業を継続したとしても最終的に固定資産の帳簿価額を上回る利益(固定資産の処分を含む)を得ることができない状態であることから、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失額としました。

イ. 業務外固定資産

業務外固定資産として管理してきた賃貸資産については、固定資産の帳簿価額を上回る利益(賃貸料・固定資産の処分を含む)を得ることができない状態であることから、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失額としました。

また、遊休資産については、正味売却価額と帳簿価額との差額を減損損失額としました。

③減損損失の金額および主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

ア. 事業用固定資産

・生活課(生活総合宅配)	10 百万円(土地 10 百万円)
・大和グリーンセンター	6 百万円(土地 6 百万円)
・多久グリーンセンター	12 百万円(建物 6 百万円、土地 5 百万円)
・鳥栖給油所	37 百万円(土地 37 百万円
・諸富町給油所	13 百万円(土地 13 百万円)
・あさひ給油所	0 百万円(土地 0 百万円)
・有明干拓給油所	2 百万円(建物 1 百万円、土地 0 百万円)
小 計	83 百万円(建物 8 百万円、土地 74 百万円)

イ. 業務外固定資産

・遊休施設(29 件)	114 百万円(建物 2 百万円、土地 111 百万円)
・賃貸施設(7 件)	70 百万円(土地 70 百万円)
小 計	185 百万円(建物 2 百万円、土地 182 百万円)
減損損失額合計	269 百万円(建物 11 百万円、土地 257 百万円)

令和4年度注記表

場 所	用 途	種 類	その他
武雄市橘町	遊休	土地および建物	業務外固定資産
武雄市北方町	遊休	土地	業務外固定資産
佐賀市兵庫町	賃貸	土地	業務外固定資産

②減損損失を認識するに至った経緯

ア. 事業用固定資産

固定資産を使用した事業の収益性低下により、事業を継続したとしても最終的に固定資産の帳簿価額を上回る利益(固定資産の処分を含む)を得ることができない状態であることから、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失額としました。

イ. 業務外固定資産

業務外固定資産として管理してきた賃貸資産については、固定資産の帳簿価額を上回る利益(賃貸料・固定資産の処分を含む)を得ることができない状態であることから、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失額としました。

また、遊休資産については、正味売却価額と帳簿価額との差額を減損損失額としました。

③減損損失の金額および主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳

ア. 事業用固定資産

・多久グリーンセンター	2 百万円(土地 2 百万円)
・鳥栖給油所	1 百万円(土地 1 百万円)
・北方給油所	14 百万円土地 14 百万円)
・夢咲給油所	130 百万円(建物 38 百万円、土地 91 百万円)
・諸富町給油所	0 百万円(土地 0 百万円)
・武雄給油所	3 百万円(土地 3 百万円)
・山内給油所	4 百万円(土地 4 百万円)
・西川副給油所	19 百万円(建物 8 百万円,土地 11 百万円)
・ほくざん給油所	2 百万円(土地 2 百万円)
・三養基給油所	38 百万円(土地 38 百万円)
・若木給油所	5 百万円(土地 5 百万円)
小 計	224 百万円(建物 50 百万円、土地 173 百万円)

イ. 業務外固定資産

令和3年度注記表	令和4年度注記表
	・遊休施設(15件)　240百万円(建物216百万円、土地23百万円) ・賃貸施設(1件)　0百万円(土地0百万円) 小　計　240百万円(建物216百万円、土地24百万円) 減損損失額合計　464百万円(建物266百万円、土地198百万円)
④回収可能価額の算出方法 ア. 回収可能価額の算出については、原則として土地の正味売却可能価額を採用しており、その時価は当該資産の固定資産税評価額を0.7で除した額とし、売却にかかる費用(解体費等)を控除し、帳簿価額と回収可能価額の差額を減損損失額としました。	④回収可能価額の算出方法 ア. 回収可能価額の算出については、原則として土地の正味売却可能価額を採用しており、その時価は当該資産の固定資産税評価額を0.7で除した額とし、売却にかかる費用(解体費等)を控除し、帳簿価額と回収可能価額の差額を減損損失額としました。
イ. 上記①の場所欄※印の回収可能価額は、土地および建物の正味売却可能価額を採用しており、その時価は当該土地の固定資産税評価額を0.7で除した額と当該建物の帳簿価額を 70%で乗じた額(担保評価基準に基づく)の合計とし、売却にかかる費用を控除し、帳簿価額と回収可能価額の差額を減損損失額としました。	イ. 上記①の場所欄※印の回収可能価額は、土地および建物の正味売却可能価額を採用しており、その時価は当該土地の固定資産税評価額を0.7で除した額と当該建物の帳簿価額を 70%で乗じた額(担保評価基準に基づく)の合計とし、売却にかかる費用を控除し、帳簿価額と回収可能価額の差額を減損損失額としました。
第6. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、受益証券による運用を行っています。 (2)金融商品の内容およびそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。 また、有価証券は主に債券、受益証券であり、満期保有目的の債券およびその他有価証券として保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされています。 (3)金融商品にかかるリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。 また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。 また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなど	第6. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1)金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を佐賀県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、受益証券による運用を行っています。 (2)金融商品の内容およびそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。 また、有価証券は主に債券、受益証券であり、満期保有目的の債券およびその他有価証券として保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクにさらされています。 (3)金融商品にかかるリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。 また、通常の貸出取引については、本所にリスク管理部を設置し各支所との連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。 また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の引当・償却基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなど

令和3年度注記表

を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、運用を行っています。

市場リスクにかかる定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が602百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。また、経済事業未収金および経済事業未払金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	488,275	488,279	4
有価証券	63,371	63,629	257
満期保有目的の債券	5,020	5,278	257
その他有価証券	58,351	58,351	―
貸出金	176,787		
貸倒引当金(注1)	△ 97		
貸倒引当金控除後	176,690	181,921	5,231
外部出資	7,783	7,783	―
資産 計	736,120	741,613	5,493
貯金	752,999	753,204	204

令和4年度注記表

を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、運用を行っています。

市場リスクにかかる定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.4%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,989百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について資金計画を作成し、安定的な流動性の確保につとめています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。また、経済事業未収金および経済事業未払金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	467,109	467,064	△44
有価証券	81,931	81,837	△94
満期保有目的の債券	7,018	6,924	△94
その他有価証券(注1)	74,913	74,913	―
貸出金	179,213		
貸倒引当金(注2)	△ 92		
貸倒引当金控除後	179,121	182,739	3,618
外部出資	7,233	7,233	―
資産 計	735,395	738,874	3,479
貯金	762,753	762,685	△68

令和3年度注記表

借入金(注2)	6,173	6,185	11
負債 計	759,173	759,389	215

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注2) 借入金には、設備借入金3,661百万円を含めています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券および外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格および取引金融機関等から提示された価格によっています。また、受益証券については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金および設備借入金

借入金はすべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和4年度注記表

借入金(注3)	4,296	4,224	△71
負債 計	767,050	766,909	△140

(注1) その他有価証券には、「時価の算定に会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-2項の基準価格を時価とする取扱いを適用した投資信託が含まれています。

(注2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注3) 借入金には設備借入金2,561百万円を含めています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券および外部出資

有価証券について、主に上場株式や国債については活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金および設備借入金

借入金はすべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和3年度注記表

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資(注1)	35,373
外部出資等損失引当金	△ 0
引当金控除後	35,373

(注1)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金(注1)	488,275	—	—	—	—	—
有価証券	1	203	103	3	3,106	60,285
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	5,000
その他有価証券のうち満期があるもの	1	203	103	3	3,106	55,285
貸出金(＊2,3,4)	15,365	11,189	9,879	8,793	8,057	123,017
経済事業未収金(＊5)	16,345	1	2	4	5	26
合 計	519,987	11,395	9,985	8,801	11,170	183,329

(注1)預金のうち、系統外預金269百万円については「1年以内」に含めています。

(注2)貸出金のうち、当座貸越1,365百万円については「1年以内」に含めています。

(注3)貸出金のうち、3か月以上延滞債権および期限の利益を喪失した債権等378百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注4)貸出金には分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件106百万円は、償還日が特定できないため、含めていません。

(注5)経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等223百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金(＊1)	678,708	23,914	18,980	16,724	14,279	392
借入金(＊2)	1,063	323	196	315	3,308	966
合計	679,771	24,237	19,177	17,040	17,587	1,359

(注1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

(注2)借入金には、設備借入金3,661百万円を含めています。

第7. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価・評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	3,020	3,439	418
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	2,000	1,838	△161

令和4年度注記表

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資(注1)	35,373
外部出資等損失引当金	△ 0
引当金控除後	35,373

(注1)外部出資のうち、非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金(注1)	467,059	50	—	—	—	—
有価証券	203	103	3	2,956	10,370	71,327
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	7,000
その他有価証券のうち満期があるもの	203	103	3	2,956	10,370	64,327
貸出金(注2,3,4)	14,566	11,170	10,122	8,886	8,252	125,776
経済事業未収金(注5)	19,305	2	3	4	-	22
合 計	501,135	11,326	10,128	11,847	18,622	197,127

(注1)預金のうち、系統外預金254百万円については「1年以内」に含めています。

(注2)貸出金のうち、当座貸越1,225百万円については「1年以内」に含めています。

(注3)貸出金のうち、三月以上延滞債権および期限の利益を喪失した債権等350百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注4)貸出金には分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件88百万円は、償還日が特定できないため、含めていません。

(注5)経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等136百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金(注1)	694,634	20,479	20,848	13,980	12,461	348
借入金(注2)	158	142	113	45	84	3,752
合計	694,792	20,622	20,961	14,026	12,546	4,100

(注1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

(注2)借入金には、設備借入金2,561百万円を含めています。

第7. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価・評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	3,018	3,334	315
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社 債	4,000	3,589	△410

令和3年度注記表

合 計		5,020	5,278	257

(2)その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	評価差額(注1)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	株式	7,783	95	7,687
	外部出資	7,783	95	7,687
	債券	10,162	9,488	673
	国債	7,627	7,088	539
	地方債	1,501	1,399	101
	社債	1,033	1,000	33
	小計	17,945	9,584	8,361
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	債券	25,783	26,678	△894
	国債	15,386	15,860	△473
	地方債	99	100	△0
	社債	10,298	10,718	△420
	受益証券	22,405	23,200	△794
	小計	48,188	49,878	△1,689
合 計		66,134	59,462	6,672

(注1) なお、上記評価差額から繰延税金負債 1,834 百万円を差し引いた額 4,837 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却した有価証券

(1)当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	97	−	1
社 債	303	3	−
合 計	401	3	1

3. 当事業年度中に保有目的区分を変更した有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

第8. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、本所(旧経済連正職員以外)、佐城地区(正職員以外)、中部地区(正職員以外)、東部地区(正職員以外)、神埼地区(正職員以外)、みどり地区(正職員以外)の退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っています。

令和4年度注記表

合 計		7,018	6,924	△94

(2)その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	評価差額(注1)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	株式	7,233	95	7,137
	外部出資	7,233	95	7,137
	債券	13,310	12,727	583
	国債	9,575	9,104	471
	地方債	1,479	1,399	79
	社債	2,254	2,222	32
	小計	20,543	12,822	7,720
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	債券	40,535	43,917	△3,381
	国債	20,979	22,325	△1,345
	地方債	92	98	△5
	社債	19,463	21,493	△2,030
	受益証券	21,067	23,000	△1,932
	小計	61,602	66,917	△5,314
合 計		82,146	79,739	2,406

(注1) なお、上記評価差額から繰延税金負債 661 百万円を差し引いた額 1,744 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却した有価証券

(1)当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(2)当事業年度中に売却したその他有価証券は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
投資信託	184	−	16

3. 当事業年度中に保有目的区分を変更した有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

第8. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

なお、准職員(JA 合併時の旧白石地区農協出身者除く)および酪農ヘルパー事業に従事する嘱託職員の退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っています。

旧適格退職年金の退職給付債務は、平成 24 年3月の適格退職年金制度

令和3年度注記表

旧適格退職年金の退職給付債務は、平成24年3月の適格退職年金制度の廃止に伴い全国共済農業協同組合連合会との契約へ移行したものであり、既退職者にかかる企業年金です。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

①原則法適用職種 (単位:百万円)

項　目	金　額
期首における退職給付債務	13,278
勤務費用	640
利息費用	74
数理計算上の差異の発生額	54
退職給付の支払額	△1,224
期末における退職給付債務	12,823

②簡便法適用職種 (単位:百万円)

項　目	金　額
期首における退職給付引当金	147
退職給付費用	4
退職給付の支払額	△29
退職給付引当金の取崩額	△4
期末における退職給付引当金	119

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

項　目	金 額
期首における年金資産	5,829
期待運用収益	37
数理計算上の差異の発生額	0
特定退職共済制度への拠出金	490
退職給付の支払額	△548
期末における年金資産	5,811

(4)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

①原則法適用職種 (単位:百万円)

項　目	金　額
退職給付債務	12,823
旧適格退職年金の退職給付債務	61
特定退職共済制度	△5,811
旧適格退職年金	△61
未積立退職給付債務	7,012
未認識数理計算上の差異	△165
貸借対照表計上額純額	6,847
退職給付引当金	6,847

②簡便法適用職種 (単位:百万円)

項　目	金　額
退職給付引当金	119

(5)退職給付費用およびその内訳項目の金額

①原則法適用職種 (単位:百万円)

項　目	金　額
勤務費用	640
利息費用	74
期待運用収益	△37
数理計算上の差異の費用処理額	172
出向先からの戻し等	△9

令和4年度注記表

の廃止に伴い全国共済農業協同組合連合会との契約へ移行したものであり、既退職者に係る企業年金です。

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

①原則法適用職種 (単位:百万円)

項　目	金　額
期首における退職給付債務	12,823
勤務費用	623
利息費用	72
数理計算上の差異の発生額	11
退職給付の支払額	△818
期末における退職給付債務	12,713

②簡便法適用職種 (単位:百万円)

項　目	金　額
期首における退職給付引当金	119
退職給付費用	6
退職給付の支払額	△32
退職給付引当金の取崩額	△0
期末における退職給付引当金	92

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位:百万円)

項　目	金 額
期首における年金資産	5,811
期待運用収益	37
数理計算上の差異の発生額	0
特定退職共済制度への拠出金	491
退職給付の支払額	△386
期末における年金資産	5,954

(4)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

①原則法適用職種 (単位:百万円)

項　目	金　額
退職給付債務	12,713
旧適格退職年金の退職給付債務	57
特定退職共済制度	△5,954
旧適格退職年金	△57
未積立退職給付債務	6,758
未認識数理計算上の差異	△153
貸借対照表計上額純額	6,604
退職給付引当金	6,604

②簡便法適用職種 (単位:百万円)

項　目	金　額
退職給付引当金	92

(5)退職給付費用およびその内訳項目の金額

①原則法適用職種 (単位:百万円)

項　目	金　額
勤務費用	623
利息費用	72
期待運用収益	△37
数理計算上の差異の費用処理額	22
出向先からの戻し等	△8

令和3年度注記表

合計	840

②簡便法適用職種　（単位:百万円）

項　目	金　額
簡便法で計算した退職給付費用	0

(6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

項　目	数値等
債 券	64%
年金保険投資	27%
現金および預金	4%
その他	5%
合 計	100%

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項　目	数値等
割引率	0.564%
長期期待運用収益率	0.65%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	10 年

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 143 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和 14 年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、1,559 百万円となっています。

令和4年度注記表

合計	672

②簡便法適用職種　（単位:百万円）

項　目	金　額
簡便法で計算した退職給付費用	5

(6)年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

項　目	数値等
債 券	63%
年金保険投資	28%
現金および預金	5%
その他	4%
合 計	100%

(7)長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項　目	数値等
割引率	0.564%
長期期待運用収益率	0.65%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	10 年

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 141 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和 14 年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、1,348 百万円となっています。

令和3年度注記表

第9. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

(単位:百万円)

項　　目	金　額
繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	1,915
賞与引当金超過額	144
減価償却超過額および減損損失計上額	436
債権直接償却否認額	63
未収貸付金利息否認額	72
未収収益否認額	65
未払費用否認額	68
税務上の繰越欠損金額	8
その他	150
(繰延税金資産小計)	2,926
評価性引当額	△ 751
(繰延税金資産合計)(A)	2,175
繰延税金負債	
固定資産圧縮に関する繰延税金負債	△ 5
資産除去債務に関する繰延税金負債	△ 21
その他有価証券評価差額	△ 1,834
(繰延税金負債合計)(B)	△ 1,861
繰延税金資産の純額(A)＋(B)	313

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因　(単位:%)

法定実効税率	27.5
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.9
事業分量配当金	△ 15.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 19.0
住民税均等割等	9.1
評価性引当額の増減	6.1
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	15.2

第10. 賃貸不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、佐賀市その他の地域において保有する建物等を賃貸の用に供しています。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

貸借対照表計上額	時価
6, 382	9, 116

(注1)貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2)当事業年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)です。

第11. 合併に関する注記

当事業年度において、包括承継対象資産の全部について、当該包括承継直前の帳簿価額を付す包括承継が行われています。

令和4年度注記表

第9. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産および繰延税金負債の内訳

(単位:百万円)

項　　目	金　額
繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	1,841
賞与引当金超過額	148
減価償却超過額および減損損失計上額	520
債権直接償却否認額	62
未収貸付金利息否認額	64
未収収益否認額	56
未払費用否認額	95
税務上の繰越欠損金額	-
その他	166
(繰延税金資産小計)	2,957
評価性引当額	△ 939
(繰延税金資産合計)(A)	2,018
繰延税金負債	
固定資産圧縮に関する繰延税金負債	△ 4
資産除去債務に関する繰延税金負債	△ 19
その他有価証券評価差額	△ 661
(繰延税金負債合計)(B)	△ 685
繰延税金資産の純額(A)＋(B)	1,332

(2)法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因　(単位:%)

法定実効税率	27.5
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.0
事業分量配当金	△ 13.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 6.0
住民税均等割等	4.3
中小企業投資促進税制および賃上げ促進税制による税額控除	△5.6
評価性引当額の増減	18.3
その他	△2.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.0

令和3年度注記表	令和4年度注記表
(1)包括承継消滅組合の名称　佐城地区園芸販売農業協同組合連合会 (2)包括承継の経過 佐城地区園芸販売農業協同組合連合会の会員が1会員(本組合)となったことに伴う権利義務承継(農業協同組合法第70条の規定による) (3)包括承継日　令和4年10月1日 (4)包括承継存続組合の名称　佐賀県農業協同組合 (5)包括承継消滅組合から承継した資産、負債、純資産の額および主な内訳 資　産　532百万円(うち預金283百万円、固定資産207百万円、外部出資41百万円、その他雑資産0百万円) 負　債　4百万円(うち雑負債1百万円、未払法人税等2百万円) 純資産　528百万円(うち出資金30百万円、準備金・積立金497百万円) また抱合せ出資 消滅差損50百万円をその他の特別損失に計上しています。	
第12. 収益認識に関する注記 (収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	第10. 収益認識に関する注記 (収益を理解するための基礎となる情報) 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5.収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。
第13. その他の注記 1. 資産除去債務に関する事項 (1)資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの ①当組合の共同利用施設や飲食・直販店舗等の一部は、設置の際に土地または建物所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、支所等の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。 ②当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～34年、割引率は0.0%～2.2%を採用しています。 ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高　136百万円 有形固定資産の取得等に伴う増加　0百万円 時の経過による調整額　1百万円 資産除去債務の履行による減少額　△2百万円 期末残高　134百万円	第11. その他の注記 1. 資産除去債務に関する事項 (1)資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの ①当組合の共同利用施設や飲食・直販店舗等の一部は、設置の際に土地または建物所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、支所等の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。 ②当該資産除去債務の金額の算定方法 資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～34年、割引率は0.0%～2.2%を採用しています。 ③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高　134百万円 有形固定資産の取得等に伴う増加　0百万円 時の経過による調整額　1百万円 資産除去債務の履行による減少額　0百万円 期末残高　135百万円
(2)貸借対照表に計上している以外の資産除去債務 当組合は、共同利用施設や農業倉庫等の一部に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を多数有していますが、当該共同利用施設や農業倉庫等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。	(2)貸借対照表に計上している以外の資産除去債務 当組合は、共同利用施設や農業倉庫等の一部に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を多数有していますが、当該共同利用施設や農業倉庫等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。
2. 当座貸越契約等に係る融資未実行残高に関する事項 当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は41,072百万円です。	2. 当座貸越契約に係る融資未実行残高に関する事項 当座貸越契約、総合口座貸越契約、カードローン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は40,685百万円です。

４．剰余金処分計算書

（単位：百万円）

科　　目	令和３年度	令和４年度
１．当期未処分剰余金	1,084	1,512
２．剰余金処分額	882	1,293
（１）利益準備金	80	160
（２）任意積立金	392	455
①　農業振興対策積立金	259	300
②　経営基盤強化積立金	－	100
③　災害積立金	57	－
④　肥料価格安定積立金	－	25
⑤　農業生産施設利用料積立金	29	30
⑥　特別積立金	45	－
（３）出資配当金	159	157
（４）事業分量配当金	250	520
３．次期繰越剰余金	202	219

（注１）利益準備金は、定款第65条に基づき出資金の２倍に相当する金額に達するまで、当期剰余金の５分の１に相当する金額以上の金額を積み立てるものです。

（注２）任意積立金における目的積立金の種類および積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。

（注３）特別積立金は、宅地等供給事業実施規程第９条に基づく金額、農業経営規程第11条に基づく金額を積み立てるものです。

（注４）普通出資に対する配当金の配当割合は、令和３年度：0.75%、令和４年度：0.75%です。ただし、年度内の増資および加入については、日割計算によります。

（注５）事業の利用分量に対する配当金の配当割合は、次のとおりです。

項　目	令和３年度	令和４年度
①販売品受入高1,000円に対し	3円	3円
②肥料供給高のうち予約分1,000円に対し	20円	78円
③農薬供給高のうち予約分1,000円に対し	20円	20円
④飼料供給高 1,000円に対し	10円	10円
⑤A重油の供給量（ℓ）に対し	1円	1円

（注６）次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。　　令和３年度：19百万円、令和４年度：38百万円

目的積立金規程　別表

項　目	積　立　目　的	積立目標額（百万円）	積 立 基 準
①農業振興対策積立金	農産、園芸、畜産・酪農部門の農業振興計画に基づき実践する部門別振興方策の財源造成を目的とする。	3,000	毎年次の剰余金の範囲内で積み立てる。
②畜産酪農生産基盤強化積立金	将来にわたって、畜産、酪農の生産を維持、拡大できる生産基盤の強化、多様な担い手経営体等の育成に取り組むための財源造成を目的とする。	10,000	毎年次の剰余金の範囲内で積み立てる。
③経営基盤強化積立金	事業、経営基盤の強化をはかるため、環境の変化やリスクに起因する損失に備えることを目的とする。	5,000	毎年次の剰余金の範囲内で積み立てる。
④施設整備積立金	大規模な施設の取得、補改修等に伴う償却費用や既存施設の撤去費用、残存簿価の償却費用に備えることを目的とする。	3,000	毎年次の剰余金の範囲内で積み立てる。
⑤災害積立金	災害等による組合の損失あるいは組合員の営農支援を目的とする。	1,000	毎年次の剰余金の範囲内で積み立てる。
⑥加工製品積立金	６次産業化促進や加工製品の販売促進強化を図り、また事故等のリスクに備えることを目的とする。	450	毎年次の剰余金の範囲内で積み立てる。
⑦肥料価格安定積立金	肥料価格の期中変動があった場合、農家の負担軽減をはかり、農家の経営安定に資することを目的とする。	66	系統団体への積立額と同額。取り崩しが発生するまでは固定する。
⑧農業生産施設利用料積立金	『固定資産取得等に伴う利用者応益増資取扱内規』第４条の規定により、固定比率の低下を防止することを目的とする。	—	毎年徴収する利用料総額の 10%の範囲内で積み立てる。但し、剰余金が生じなかった場合は積み立てない。
⑨固定資産圧縮積立金	税法上圧縮記帳が認められている固定資産のうち利益処分方式による圧縮額を積み立てる。	—	税法上の圧縮額について、税効果を調整し積み立てる。

５．部門別損益計算書

（１）令和３年度

（単位：百万円）

区　　分	合　計	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その 他事業	営農指導 事　業	共通管理 費　等
事　業　収　益　①	54,153	6,268	3,868	25,982	17,722	311	
事　業　費　用　②	36,129	1,516	329	17,792	16,116	375	
事業総利益（①－②）③	18,023	4,751	3,539	8,189	1,606	△63	
事業管理費　④	17,512	3,813	2,448	7,785	1,556	1,908	
（うち減価償却費）⑤	(1,868)	(142)	(73)	(1,515)	(107)	(30)	
（うち人件費）⑤’	(11,784)	(2,950)	(2,015)	(4,605)	(639)	(1,573)	
うち共通管理費　⑥		685	353	1,139	187	284	△2,648
（うち減価償却費）⑦		(8)	(4)	(12)	(2)	(3)	(△32)
（うち人件費）⑦’		(326)	(149)	(533)	(79)	(121)	(△1,209)
事業利益（③－④）⑧	511	937	1,090	404	50	△1,971	
事業外収益　⑨	1,284	389	245	487	116	44	
うち共通分　⑩		93	53	161	29	40	△377
事業外費用　⑪	675	128	78	362	90	15	
うち共通分　⑫		38	20	40	7	13	△120
経常利益（⑧＋⑨－⑪）⑬	1,120	1,199	1,258	529	76	△1,942	
特別利益　⑭	952	9	6	245	2	689	
うち共通分　⑮		1	0	2	0	0	△5
特別損失　⑯	1,619	111	65	583	77	781	
うち共通分　⑰		55	29	76	17	16	△196
税引前当期利益（⑬＋⑭－⑯）⑱	454	1,097	1,198	191	1	△2,035	
営農指導事業分配賦額　⑲		△435	△369	△969	△260	2,035	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益（⑱＋⑲）⑳	454	661	829	△777	△259		

（注１）共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。
①共通管理費等：勘定科目の性質等に基づき、人頭割等の配賦基準を用いています。
②営農指導事業：均等割＋事業総利益割（共通を除く黒字部門）の平均値を用いています。

（注２）配賦割合（注１の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。配賦割合は小数点第２位を四捨五入して表示しています。

区　　分	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その 他事業	営農指導 事　業	合　計
共通管理費等	25.9%	13.3%	43.0%	7.1%	10.7%	100.0%
営農指導事業	21.4%	18.1%	47.7%	12.8%		100.0%

※上記部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載しています。
一方、損益計算書の事業収益、事業費用については農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益4,057百万円、事業費用4,057百万円）を除去した額を記載しています。よって両者は一致しません。

（２）令和４年度

（単位:百万円）

区　　分	合　計	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その 他事業	営農指導 事　業	共通管理 費　等
事　業　収　益　①	57,158	6,591	3,658	28,470	18,089	346	
事　業　費　用　②	38,213	1,501	297	19,376	16,601	436	
事業総利益（①－②）③	18,945	5,090	3,361	9,094	1,488	△89	
事業管理費　④	17,713	3,855	2,545	7,833	1,509	1,970	
（うち減価償却費）⑤	(1,887)	(141)	(72)	(1,541)	(106)	(26)	
（うち人件費）⑤'	(11,808)	(2,935)	(2,056)	(4,580)	(617)	(1,618)	
うち共通管理費　⑥		735	394	1,140	182	299	△2,752
（うち減価償却費）⑦		(7)	(4)	(10)	(1)	(3)	(△27)
（うち人件費）⑦'		(357)	(171)	(547)	(82)	(133)	(△1,293)
事業利益（③－④）⑧	1,231	1,234	816	1,261	△20	△2,060	
事業外収益　⑨	1,203	380	237	420	106	59	
うち共通分　⑩		92	55	173	30	41	△393
事業外費用　⑪	651	136	81	365	46	21	
うち共通分　⑫		40	23	48	8	15	△136
経常利益（⑧＋⑨－⑪）⑬	1,783	1,478	972	1,316	39	△2,022	
特別利益　⑭	1,842	5	3	1,020	0	811	
うち共通分　⑮		1	0	1	0	0	△4
特別損失　⑯	2,595	213	132	1,298	107	844	
うち共通分　⑰		43	26	38	4	22	△135
税引前当期利益（⑬＋⑭－⑯）⑱	1,029	1,270	844	1,038	△68	△2,055	
営農指導事業分配賦額　⑲		△444	△351	△1,006	△251	2,055	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益（⑱＋⑲）⑳	1,029	826	492	31	△320		

（注１）共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。
①共通管理費等：勘定科目の性質等に基づき、人頭割等の配賦基準を用いています。
②営農指導事業：均等割＋事業総利益割（共通を除く黒字部門）の平均値を用いています。

（注２）配賦割合（注１の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。配賦割合は小数点第２位を四捨五入して表示しています。

区　　分	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その 他事業	営農指導 事　業	合　計
共通管理費等	26.7%	14.3%	41.5%	6.6%	10.9%	100.0%
営農指導事業	21.6%	17.1%	49.0%	12.3%		100.0%

※上記部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載しています。
一方、損益計算書の事業収益、事業費用については農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益5,067百万円、事業費用5,067百万円）を除去した額を記載しています。よって両者は一致しません。